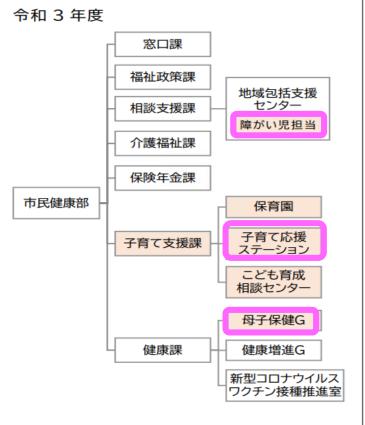
妊産婦から子育てまでの一体的な相談支援体制

- ・妊産婦や子育て世帯、子どもに関する相談や支援をより効果的に行うために、「母子保健グループ」を「子育て支援課(子育て応援ステーション)」に統合し、相談支援体制を集約・強化する。
- 「母子保健グループ」と「子育て応援ステーション」の専門職がそれぞれの強みを生かし、切れ目のない支援を実施することで、発育発達を支援し、養育環境の改善や虐待を防止する。







応援ステーション 職員職種	常勤職員 (正規•任用)
保健師 (所長含む)	7名
社会福祉士	1名
児童福祉士 任用(家庭相 談員)	2名
保育士	3名
子ども家庭支 援員	2名
栄養士・助産 師	各1名
事務職	2名

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義 や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関 (こども家庭センター)の設置に努めることとする。
 - ※ 子ども家庭総合支援拠点:635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター:1,603自治体、2,451箇所 (令和3年4月時点)
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメン (サポートプランの作成) 等を担う。
 - ※ 児童及び好産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・好産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わな ければならない業務として位置づけ

地域子育て相談機関

相談の敷居が低く、物理的にも近距離 にあり、子育て世帯と継続的につながる ための工夫を行う相談機関

- ○保育所、認定こども園、幼稚園、地域 子育で支援拠点など子育で支援を行う施 設・事業所での実施を想定。
- ○市町村は区域ごとに体制整備に努める。
- ※令和4年度に調査研究を実施し、以下を検討
- 子育て世帯と継続的につながるための工夫
- ・こども家庭センター等との連携方法 等

密接な 連携

奷産婦

子育て世帯 (保護者)





こども家庭センター(市区町村)

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育で世代包括支援センター」の見直し

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 〇 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
 - 〇 保健指導、健康診査等

※地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可

様々な資源による

支援メニューにつなぐ

要保護児童対策

地域協議会

密接な連携 ※センターにおいて調整機関 を担うことが求められる

児童相談所

民間資源 • 地域資源 と一体となった

支援体制の構築

子ども食堂

訪問家事支援

保育所 <保育・一時預かり> ショートステイ <レスパイト>

教育委員会・学校 <不登校・いじめ相談> <幼稚園の子育て支援等>

放課後児童クラブ 児童館

子育てひろば

家や学校以外の 子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート 産後ケア

障害児支援

等

こども家庭センターにおける一体的支援

- <u>こども家庭センター</u>は、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、<u>児童福祉と母子保健の一体的支援</u>を行う機能を有する機関として位置づけられている。
- こども家庭センターには、**主に児童福祉(虐待対応を含む。)の相談等を** 担当する子ども家庭支援員等と、**主に母子保健の相談等を担当する保健師等** が配置され、それぞれの専門性に応じた業務が行われるが、児童福祉と母子 保健の一体的支援を行うに当たっては、**両者が適切に連携・協力**しながら、 妊産婦や子どもへの支援を実施することが重要。

こども家庭センター

保健師等

主に母子保健の相談等を担当



子ども家庭支援員等

主に児童福祉の相談等を担当

業務項目	業務内容	子育て世代包括 センター(母子保健)	総合支援拠点 (児童相談)	新規
子ども家庭支援全般に係る業務	実態把握	•	•	
	情報提供	•	•	
	相談等への対応	•	•	
	統合調整	•	•	
	母子保健業務	•		
支援の必要性のある家庭へ の支援業務	相談の受付	•	•	
	ケース会議の開催	•	•	
	サポートプランの策定等	•	•	
	支援·指導等	•	•	
地域資源の発掘・担い手の 確保等	地域資源の把握	•	•	
	担い手の確保等地域資源の開拓			新
こども家庭センター との併合業務	地域子育て相談機関の設定			新
	家庭支援に関するサービス・事業の利用勧奨			新
	要保護児童対策協議会調整機関としての業務		•	







児童福祉と母子保健の 一体的な支援

